

# 新居浜市グリーン購入ガイドライン

令和5年3月改定



# 目 次

I 新居浜市環境配慮物品等調達方針 .....	2
II 新居浜市グリーン購入ガイドラインとは.....	3
III 分野ごとの対象品目と判断の基準 .....	3
1 紙類 .....	6
2 文具類 .....	7
3 オフィス家具等 .....	13
4 画像機器等 .....	15
5 電子計算機等 .....	16
6 オフィス機器等 .....	17
7 携帯電話等 .....	18
8 家電製品 .....	19
9 エアコンディショナー等.....	20
10 温水器等 .....	21
11 照明 .....	22
12 自動車等 .....	23
13 消火器 .....	27
14 制服・作業服等 .....	28
15 インテリア・寝装寝具 .....	29
16 作業手袋 .....	30
17 その他繊維製品 .....	31
18 設備 .....	32
19 災害備蓄用品 .....	34
20 役務 .....	36
21 ごみ袋等 .....	42
IV 参考 .....	43

# I 新居浜市環境配慮物品等調達方針

## 1 目的

本方針は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）の規定に基づき、新居浜市においても環境負荷の少ない物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達（購入及びリースをいう。）を図り、脱炭素社会の実現を目指す観点からも、環境に配慮した物品等の調達（以下「グリーン購入」という。）を推進することを目的とする。

## 2 適用範囲

本方針によるグリーン購入は、市が直接行うすべての事務事業を対象とし、外部へ管理を委託しているものは含まないものとする。

## 3 基本的な考え方

物品等の調達にあたっては、次に掲げる事項に留意し、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。

- (1) 事前に調達の必要性を十分に検討し、調達する物品の量は必要最小限とすること。
- (2) 環境への負荷の状況については、材料となる資源の採取から、製造、流通、使用、廃棄、リサイクルなど物品のライフサイクル全般を考慮すること。
- (3) 愛媛県資源循環優良モデル認定制度で認定を受けるなど、環境保全に積極的な事業者が、製造又は販売する物品を可能な限り優先して調達すること。
- (4) グリーン購入を理由として調達総量が増加することがないよう配慮するとともに、調達した物品等は、長期使用や適正使用、分別廃棄等に留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるように努めること。
- (5) 公共工事については、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿うよう努めること。

## 4 対象品目及び判断の基準

新居浜市におけるグリーン購入の対象品目及びその判断の基準については、「新居浜市グリーン購入ガイドライン」で定め、必要に応じて内容の見直しを行う。

## 5 調達実績の把握及び公表等

対象品目である物品等の調達実績は、カーボンニュートラル推進室が取りまとめを行い、市のホームページ等で公表する。

## 6 情報の活用と提供

物品等の調達にあたっては、環境物品等に関する情報を商品カタログのほか、環境ラベルやインターネット（グリーン購入ネットワークが運営する「エコ商品ねっと」等）などを通じて積極的に入手し、活用するとともに、市民や事業者に対しても、グリーン購入に関する適切な情報の提供と普及に努める。

## II 新居浜市グリーン購入ガイドラインとは

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境や社会への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを優先して購入することです。本ガイドラインは、新居浜市におけるグリーン購入の推進を図ることを目的に、新居浜市環境配慮物品等調達方針に基づき、グリーン購入の対象品目及び判断の基準を定めたものです。各課所室で物品等を調達する際は、本ガイドラインの対象品目及び判断の基準を必ず確認してください。

## III 分野ごとの対象品目と判断の基準

分野及び対象品目一覧 【21分野217品目】

分野	対象品目
1 紙類 (p.6)	1.コピー用紙 2.フォーム用紙 3.インクジェットカラープリンター用塗工用紙 4.塗工されていない印刷用紙 5.塗工されている印刷用紙 6.トイレトペーパー 7.ティッシュペーパー
2 文具類 (pp.7-12)	8.シャープペンシル 9.シャープペンシル替芯 10.ボールペン 11.マーキングペン 12.鉛筆 13.スタンプ台 14.朱肉 15.印章セット 16.印箱 17.公印 18.ゴム印 19.回転ゴム印 20.定規 21.トレー 22.消しゴム 23.ステープラー(汎用型) 24.ステープラー(汎用型以外) 25.ステープラー針リムーバー 26.連射式クリップ(本体) 27.事務用修正具(テープ) 28.事務用修正具(液状) 29.クラフトテープ 30.布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。) 31.両面粘着紙テープ 32.製本テープ 33.ブックスタンド 34.ペンスタンド 35.クリップケース 36.はさみ 37.マグネット(玉) 38.マグネット(バー) 39.テープカッター 40.パンチ(手動) 41.モルトケース(紙めくり用スポンジケース) 42.紙めくりクリーム 43.鉛筆削(手動) 44.OAクリーナー(ウエットタイプ) 45.OAクリーナー(液タイプ) 46.ダストブロワー 47.レターケース 48.メディアケース 49.マウスパッド 50.OAフィルター(枠あり) 51.丸刃式紙裁断機 52.カッターナイフ 53.カッティングマット 54.デスクマット 55.OHPフィルム 56.絵筆 57.絵の具 58.墨汁 59.のり(液状) 60.のり(澱粉のり) 61.のり(固形) 62.のり(テープ) 63.ファイル 64.バインダー 65.ファイリング用品 66.アルバム 67.つづりひも 68.カードケース 69.事務用封筒(紙製) 70.窓付き封筒(紙製) 71.けい紙 72.起案用紙 73.ノート 74.パンチラベル 75.タックラベル 76.インデックス 77.付箋紙 78.付箋フィルム 79.黒板拭き 80.ホワイトボード用イレーザー 81.額縁 82.テープ印字機等用カセット 83.テープ印字機等用テープ 84.ごみ箱 85.リサイクルボックス 86.缶・ボトルつぶし機(手動) 87.名札(机上用) 88.名札(衣服取付型・首下げ型) 89.鍵かけ(フックを含む。) 90.チョーク 91.グラウンド用白線 92.梱包用バンド

分野	対象品目
3 オフィス家具等 (p.13)	93.いす 94.机 95.棚 96.収納用什器(棚以外) 97.ローパーティション 98.コートハンガー 99.傘立て 100.掲示板 101.黒板 102.ホワイトボード 103.個室ブース 104.ディスプレイスタンド
4 画像機器等 (p.15)	105.コピー機 106.複合機 107.拡張性のあるデジタルコピー機 108.プリンタ 109.プリンタ複合機 110.ファクシミリ 111.スキャナ 112.プロジェクタ 113.トナーカートリッジ 114.インクカートリッジ
5 電子計算機等 (p.16)	115.電子計算機(パソコン) 116.磁気ディスク装置 117.ディスプレイ 118.記録用メディア
6 オフィス機器等 (p.17)	119.シュレッダー 120.デジタル印刷機 121.掛時計 122.電子式卓上計算機 123.一次電池又は小形充電式電池
7 移動電話等 (p.18)	124.携帯電話 125.PHS 126.スマートフォン
8 家電製品 (p.19)	127.電気冷蔵庫 128.電気冷凍庫 129.電気冷凍冷蔵庫 130.テレビジョン受信機(テレビ) 131.電気便座 132.電子レンジ
9 エアコンディショナー等 (p.20)	133.家庭用エアコンディショナー 134.業務用エアコンディショナー 135.ガスヒートポンプ式冷暖房機 136.ストーブ
10 温水器等 (p.21)	137.ヒートポンプ式電気給湯器 138.ガス温水機器 139.石油温水機器 140.ガス調理機器
11 照明 (p.22)	141.LED照明器具 142.LEDを光源とした内照式表示 143.電球形LEDランプ
12 自動車等 (pp.23-26)	144.乗用車 145.小型バス 146.小型貨物車 147.バス等 148.トラック等 149.トラクタ 150.乗用車用タイヤ 151.2サイクルエンジン油
13 消火器 (p.27)	152.消火器
14 制服・作業服等 (p.28)	153.制服 154.作業服 155.帽子 156.靴
15 インテリア・寝装寝具 (p.29)	157.カーテン 158.布製ブラインド 159.金属製ブラインド 160.タフテッドカーペット 161.タイルカーペット 162.織じゅうたん 163.ニードルパンチカーペット 164.毛布 165.ふとん 166.ベッドフレーム 167.マットレス
16 作業手袋 (p.30)	168.作業手袋
17 その他繊維製品 (p.31)	169.集会用テント 170.ブルーシート 171.防球ネット 172.旗 173.のぼり 174.幕(横断幕、懸垂幕) 175.モップ
18 設備 (pp.32-33)	176.太陽光発電システム(公共・産業用) 177.太陽熱利用システム(公共・産業用) 178.燃料電池 179.エネルギー管理システム 180.生ゴミ処理機 181.節水器具 182.給水栓 183.日射調整フィルム 184.低放射フィルム 185.テレワーク用ライセンス 186.Web会議システム

分野	対象品目
19 災害備蓄用品 (pp.34-35)	187.災害備蓄用飲料水 188.アルファ化米 189.保存パン 190.乾パン 191.レトルト食品等 192.栄養調整食品 193.フリーズドライ食品 194.非常用携帯燃料 195.携帯発電機 196.非常用携帯電源
20 役務 (pp.36-41)	197.省エネルギー診断 198.印刷 199.食堂 200.自動車専用タイヤ更生 201.自動車整備 202.庁舎管理 203.植栽管理 204.加煙試験 205.清掃 206.タイルカーペット洗淨 207.機密文書処理 208.害虫駆除 209.輸配送 210.旅客輸送 211.庁舎等において営業を行う小売業務 212.クリーニング 213.飲料自動販売機設置 214.引越輸送 215.会議運営 216.印刷機能等提供業務
21 ごみ袋等 (p.42)	217.プラスチック製ごみ袋

# 1 紙類

## 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して調達してください。古紙パルプ配合の用紙を調達できない場合は、森林認証紙等の環境に配慮した用紙を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

## 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全7品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
1	コピー用紙	PPC用紙、PPCカラー用紙。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  <p>②エコマーク製品</p>  <p>③再生紙又は森林認証紙 (古紙配合率は問わない。)</p> 
2	フォーム用紙	NIP用紙。	
3	インクジェットカラープリンター用塗工用紙	スーパーファイン紙。	
4	塗工されていない印刷用紙	上質紙、中質紙、更紙、プロッター用紙等。	
5	塗工されている印刷用紙	微塗工印刷用紙、アート紙、コート紙、軽量コート紙、その他塗工印刷紙。	
6	トイレトペーパー		
7	ティッシュペーパー	ボックスタイプ、ポケットタイプ、ピロータイプ。	

## 2 文具類

### 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して調達してください。対象となる製品例については、(一社)全日本文具協会の「グリーン購入法<文具類>の手引き」を参考にしてください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

### 【2】グリーン購入の判断の基準





新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全85品目)









対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
8	シャープペンシル	ノック式(ホルダー式含む。)・回転式のシャープペンシル、複合筆記具(シャープペンシル+他の筆記具等)。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマスマーク PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
9	シャープペンシル替芯	色芯も含む。	
10	ボールペン	油性・水性・ゲルインキボールペン。多色タイプ、複合筆記具(ボールペン+他の筆記具等)は対象。 <u>(対象外)替芯。芯が交換できない使いきりタイプ。</u>	
11	マーキングペン	油性・水性マーカー、蛍光ペン、ホワイトボードマーカー、名前書き用マーカー、筆ペン、万年筆、サインペン、OHP マーカー。 <u>(対象外)インキカートリッジ、補充用インキボトル、ペン芯。</u>	
12	鉛筆	鉛筆、色鉛筆(紙巻軸・プラスチック製軸を含む。)。消しゴム付きのものも含む。 <u>(対象外)芯だけの鉛筆・色鉛筆。</u>	
13	スタンプ台	<u>(対象外)補充インキ。</u>	
14	朱肉	<u>(対象外)補充用朱油・朱液、印箱。</u>	
15	印章セット	印鑑ホルダー、朱肉付き印鑑ケース。	
16	印箱	印章や朱肉などがあらかじめセットされていないもの。	
17	公印	<u>朱肉を使用し押印するもの。</u> <u>(対象外)浸透印、電子印。</u>	
18	ゴム印	浸透印、連結式を含む。 <u>(対象外)石・骨・木・プラスチック等の木口分がそのまま印面になっている印鑑。</u>	



対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
19	回転ゴム印	回転日付印(デート印)、回転数字印、マスター印、回転科目印、インキ浸透タイプの回転ゴム印。 <u>(対象外)ナンバリング。</u>	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマスマーク PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
20	定規	直定規、三角定規、分度器、三角スケール、曲線や図形等を描くための定規。 <u>(対象外)製図機、製図台、コンパス。</u>	
21	トレー	書類・小物・ペン用、硬貨用(カルトン)。書類用で複数が重なっている(重ねられる)もの。決裁箱。 <u>(対象外)書類を立てて管理するもの。硬貨をカウントするための容器。</u>	
22	消しゴム	ペン型練り出し式消しゴムを含む。 <u>(対象外)保管を目的としてケースに収納された消しゴム(練り消しゴム、シャープペンシル等替え消しゴム等。)、電動字消し器。</u>	
23	ステープラー(汎用型)	No.10 の針を使用するハンディタイプのもの。	
24	ステープラー(汎用型以外)	針なしステープラー、大型ステープラー、付加機能(フラット・軽とじ・針収納・中とじタイプ等)を付した No.10 の針を使用する汎用型以外のもの。 <u>(対象外)タッカー、電動タイプ。</u>	
25	ステープラー針リムーバー		
26	連射式クリップ(本体)	本体のみ。 <u>(対象外)クリップ。</u>	
27	事務用修正具(テープ)	修正カバーテープを含む。交換用テープ又はカードリッジも含む。 <u>(対象外)固形タイプ。</u>	
28	事務用修正具(液状)	<u>(対象外)固形タイプ、補充液。</u>	
29	クラフトテープ	表面に文字が印刷してあるものを含む。	
30	布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)	表面に文字が印刷してあるものを含む。養生テープ(バイオマス由来の原料を使用した製品も含む。)	
31	両面粘着紙テープ	<u>(対象外)フィルム基材両面テープ、基材レス両面テープ。</u>	
32	製本テープ	紙基材に粘着剤を塗布したテープ。ホットメルト樹脂タイプ製本テープを含む。 <u>(対象外)布製本テープ</u>	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
33	ブックスタンド	ブックエンド。 (対象外)書見台、原稿台。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマスマーク PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
34	ペンスタンド	(対象外)ペントレー(トレ- [21]に該当)。	
35	クリップケース		
36	はさみ		
37	マグネット(玉)	磁性体(磁石等)を樹脂等でカバーしたもの。 (対象外)磁性体にクリップ機能を持ったカバーが付加されたもの。マグネットフック、マグネットクリップ。	
38	マグネット(バー)	磁性体(磁石等)を樹脂等でカバーしたもの。 (対象外)磁石にクリップ機能を持ったカバーが付加されたもの。マグネットフック、マグネットクリップ。	
39	テープカッター	机上型、ハンディータイプ、テープ付を含む(使い捨てでないもの)。 (対象外)電動テープカッター、カッター付小巻粘着テープ(使い捨て用)、粘着テープが主の簡易カッターつきテープ。	
40	パンチ(手動)	(対象外)千枚通し。	
41	モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	モルトケース。 (対象外)スポンジのみ。	
42	紙めくりクリーム		
43	鉛筆削(手動)	(対象外)ホルダー芯削り器。	
44	OA クリーナー(ウェットタイプ)	ウェットクリーニングティッシュ。 (対象外)詰替え用等。	
45	OA クリーナー(液タイプ)	ボトルタイプ、スプレータイプ、ミストタイプ、泡タイプ等。 (対象外)詰替え用等。	
46	ダストブロワー	詰替用ポンペを含む。	
47	レターケース	(対象外)小物類の保管を前提にしたもの。書類を立てて保管するもの、床置きを前提にしたもの。	
48	メディアケース	箱状のもの。ブックタイプのもの。	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
49	マウスパッド		<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク 間伐材マーク</p>   <p>バイオマスマーク PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
50	OA フィルター(枠あり)		
51	丸刃式紙裁断機	ペーパーカッター等。	
52	カッターナイフ	片手で簡単に持ち運びができるハンディタイプのもの。 (対象外)刃が台に固定されたまま断裁するもの。	
53	カッティングマット		
54	デスクマット		
55	OHP フィルム		
56	絵筆	(対象外)刷毛。	
57	絵の具	ポスターカラー、固形状絵の具、粉末状絵の具。	
58	墨汁	朱墨を含む。	
59	のり(液状)	補充用を含む。 (対象外)スプレータイプ	
60	のり(澱粉のり)	補充用を含む。	
61	のり(固形)	補充用を含む。	
62	のり(テープ)	補充用を含む。	
63	ファイル	記録済みの書類などを整理、保管するための文房具 (対象外)書類を平置きするケース(トレイ[21]に該当)、複数の引き出しを有する書類ケース(レターケース[47]に該当)、少数枚の書類を保護するための薄い透明ケース(カードケース[68]に該当)、リングファイル(バインダー[64]に該当)。	
64	バインダー	綴じ穴のある用紙を綴じ、書き込みができる文房具。MP バインダー、リングバインダー。	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
65	ファイリング用品	ファイル又はバインダーに入れる補充用のもの。背見出し、ポケット、仕切り紙、その他ファイル・バインダーのとじ穴規格に対応した補充用品。 <u>(対象外)穴の空いた記入用紙(けい紙[71]に該当。)</u>	<p>■①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③森林認証マーク等の表示がある製品</p>   <p>森林認証マーク</p>   <p>グリーンマーク      間伐材マーク</p>   <p>バイオマスマーク      PET ボトルリサイクル推奨マーク</p>
66	アルバム	台紙式アルバム、ポケット式アルバム、工事用アルバム。替台紙、補充用替台紙を含む。 <u>(対象外)箱状で、写真を一括管理することを前提にしたもの。</u>	
67	つづりひも		
68	カードケース	一辺に挿入口がある薄い透明ケース。カードを複数枚収納するボックス型ケース。名刺整理箱。 <u>(対象外) ファイル等に収容することを前提に一辺に複数の穴を設けているもの (ファイリング用品[65]に該当)。書類をまとめて保管するために収容するケース・ホルダー (ファイル[63]に該当)。</u>	
69	事務用封筒(紙製)	クッション材入りのものを含む。	
70	窓付き封筒(紙製)		
71	けい紙	方眼紙、レポート用紙、セクションペーパー、ルーブリーフ(無地含む)。メモ帳(無地含む)、原稿用紙、伝票(会計票を含む)、便箋。	
72	起案用紙		
73	ノート	表紙と用紙が固着されたもの。 <u>(対象外)バインダーノート(バインダー[64]に該当)。</u>	
74	パンチラベル	書類のとじ穴部分の補強又は破損防止用の穴あきラベル。	
75	タックラベル	宛名用・タイトル用・OA用ラベル。 <u>(対象外)ラベル作成機で印字された専用のテープ状ラベル。</u>	
76	インデックス	インデックスラベル。	
77	付箋紙	ロールタイプを含む。	
78	付箋フィルム	ロールタイプを含む。	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
79	黒板拭き	ラーフル、黒板消し、黒板イレーザー。	■①～③のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)
80	ホワイトボード用イレーザー	(対象外)交換用ホワイトボードイレーザー。	
81	額縁	賞状、写真等の掲示用。	 
82	テープ印字機等用カセット		
83	テープ印字機等用テープ		②エコマーク製品
84	ごみ箱	(対象外)灰皿。	
85	リサイクルボックス	廃棄物の分別、保管を目的としたもの。多段式、連結式を含む。 (対象外)分別を目的としないもの。	
86	缶・ボトルつぶし機(手動)		③森林認証マーク等の表示がある製品
87	名札(机上用)	個人名、社名等を主に机上で表示するもの又はそのためのケース。カード立て。	  森林認証マーク
88	名札(衣服取付型・首下げ型)	安全ピンやクリップで衣服に留めるタイプ。首から吊り下げるタイプ。部品売りしている場合は、各部品(名札用クリップ等)も対象とする。	  グリーンマーク      間伐材マーク
89	鍵かけ(フックを含む。)	鍵用のフック(単体タイプ、接続タイプ、複数一体型)。 (対象外)保管什器としての扉付きキーケース(収納用什器[96]に該当)。	  バイオマスマーク      PET ボトルリサイクル推奨マーク
90	チョーク		
91	グラウンド用白線		
92	梱包用バンド		

### 【備考】

大部分の材料が金属類に該当しない場合かつ金属が主要材料であって、プラスチック、木質又は紙を使用していないものは対象外とします。主要材料とは、製品の構成材料として、金属、消耗部分、粘着部分を除いた製品重量の50%以上を占める材料とします。大部分の材料が金属類とは、消耗品、粘着部分を除いた製品全体重量の95%以上が金属類である製品とします。(大部分が金属類に該当する場合については、令和5年度は経過措置を設定し旧基準を満たす製品を適合とみなします)

### 3 オフィス家具等

#### 【1】調達のポイント





グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は JOIFA グリーンマーク（（一社）日本オフィス家具協会）の表示がある製品を優先して調達してください。対象となる製品例については、JOIFA の「グリーン購入法の手引き」を参考にしてください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

#### 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全12品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
93	いす	回転いす、折り畳みいす、ソファ、ベンチ。 <u>(対象外)幼児用・医療用いす、ガーデンチェア、車イス。</u>	<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③JOIFA グリーンマーク商品</p> 
94	机	脇机、受付カウンター、記載台、作業台、演題を含む。 <u>(対象外)ガーデンテーブル。</u>	
95	棚	書架、物品棚、移動棚、パンフレットスタンド。 <u>(対象外)展示棚,陳列棚、ケーブルラック。</u>	
96	収納用什器(棚以外)	システム収納、キャビネット、ロッカー、小型の収納(キーケース、消火器ボックス)、ワゴン。 <u>(対象外)展示ケース、陳列ケース、プラントボックス類。</u>	
97	ローパーティション	システム型、自立型。 <u>(対象外)布・スクリーン類の材料で構成された簡易な衝立、スクリーン製品。</u>	
98	コートハンガー	<u>(対象外)フック類。</u>	
99	傘立て	<u>(対象外)傘入れ袋スタンド</u>	
100	掲示板	壁掛式、自立式。展示パネル、案内板、屏風式掲示板。 <u>(対象外)ピクトサイン、電子掲示ボードシステム。</u>	
101	黒板	壁掛式、自立式。案内板を含む。	
102	ホワイトボード	壁掛式、自立式。案内板、グリーンマーカーボード、電子黒板、磁気筆記板を含む。 <u>(対象外)デジタルボード、インタラクティブボード</u>	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
103	個室ブース	WEB 会議用の個人ブース。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  
104	ディスプレイスタンド	WEB 会議等の会議内容を投影するディスプレイスタンド。	<p>②エコマーク製品</p>  <p>③JOIFA グリーンマーク商品</p> 



## 4 画像機器等




### 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

### 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全10品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
105	コピー機	コピー機能のみを唯一の機能とする機器。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③国際エネルギースタープログラム (Ver.3.0)適合機種</p>  <p>※コピー機、拡張性のあるデジタルコピー機、ファクシミリは国際エネルギースタープログラム(Ver.2.0)適合機種</p> <p>③は、コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ(番号:105～111)のみ対象</p>
106	複合機	コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャン機能のうち、1つ以上の機能を持つ機器。	
107	拡張性のあるデジタルコピー機	コピー機にオプションを装着することにより複合機となる機器。	
108	プリンタ		
109	プリンタ複合機	プリント機能に加えて、コピー、ファクシミリ送信又はスキャン機能のうち、1つ以上の機能を持つ機器。	
110	ファクシミリ		
111	スキャナ		
112	プロジェクタ	会議室や教室等で使用する有効光束が5,000lm未満の機器。	
113	トナーカートリッジ	トナー容器、感光体又は現像ユニットのいずれか2つ以上を組み合わせたもの。 (対象外)トナー容器単体、感光体単体又は現像ユニット単体で構成される製品。	
114	インクカートリッジ	(対象外)インク容器単体で構成される製品	

### 【備考】

トナーカートリッジ及びインクカートリッジは、補充用の消耗品として調達するものが対象となり、コピー機やプリンタ等の機器の購入時に装着又は付属しているものは対象外です。



## 5 電子計算機等

### 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は省エネラベルの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

### 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全4品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
115	電子計算機(パソコン)	サーバ型,クライアント型(デスクトップ、ノートブック、ネットブック等)。 <u>(対象外)タブレット PC。</u>	<p>■①～⑤のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  
116	磁気ディスク装置	外付け・増設用のハードディスク。	<p>②エコマーク製品</p>  <p>③国際エネルギースタープログラム (Ver.8.0 以上)適合機種</p> 
117	ディスプレイ	コンピューターモニター、サイネージディスプレイ。	<p>※電子計算機、ディスプレイのみ対象</p> <p>④省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p>  <p>※電子計算機、磁気ディスク装置のみ対象。</p>
118	記録用メディア	CD-R、CD-RW、DVD±R、DVD±R、DVD-RAM、BD-R、BD-RE。 <u>(対象外)USBメモリ、SDカード。</u>	<p>⑤省エネラベル(オレンジ色)の表示がある製品</p>  <p>※磁気ディスク装置のみ対象。</p>

## 6 オフィス機器等

### 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は JIS マークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

### 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全5品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
119	シュレッダー		<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③JIS マーク製品</p>  <p>※一次電池又は小型充電式電池のみ対象</p>
120	デジタル印刷機		
121	掛時計	執務室や会議室等において使用する壁掛型の時計。 (対象外)大型のもの。	
122	電子式卓上計算機		
123	一次電池又は小型充電式電池	単1形～単4形。	

## 7 移動電話等




### 【1】調達のポイント

グリーン購入法対応の製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

### 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全3品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
124	携帯電話		<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②モバイル・リサイクル・ネットワーク 参加事業者からの調達又は製品</p>  <p>モバイル・リサイクル・ネットワーク 携帯電話・PHSのリサイクルにご協力を。</p>
125	PHS		
126	スマートフォン		

## 8 家電製品

### 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は省エネラベルの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

### 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全6品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
127	電気冷蔵庫		<p>■①～④のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p>  <p>④省エネラベル(オレンジ色)の表示がある製品</p>  <p>※テレビジョン受信機 (テレビ)</p>
128	電気冷凍庫		
129	電気冷凍冷蔵庫		
130	テレビジョン受信機(テレビ)	(対象外)ブラウン管、プラズマテレビ。	
131	電気便座	(対象外)暖房便座のみを有するもの。	
132	電子レンジ		

## 9 エアコンディショナー等

### 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、省エネラベル又は JIS マークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

### 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全4品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
133	家庭用エアコンディショナー	<p>ルームエアコン。</p> <p>※省エネ法達成率 100%の製品。(統一省エネラベルを参考)</p> <p>(対象外)冷房能力が 28kW を超えるもの。冷房専用、窓に設置するもの、壁を貫通して設置される構造のもの。</p>	<p>■①～④のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  
134	業務用エアコンディショナー	<p>パッケージエアコン。</p> <p>※省エネ法の対象機種。国のグリーン購入基本方針の基準を満たす製品。(業務用エアコンの統一省エネラベル無し)</p> <p>(対象外)冷房能力が 28kW(ビル用マルチタイプは 50.4kW)を超えるもの。冷房専用、窓に設置するもの、壁を貫通して設置される構造のもの。</p>	<p>②統一省エネラベルの表示を参考とする製品 (エアコンのみ、区分・冷房能力別の省エネ法達成率の基準値を確認。 ※国の「グリーン購入法調達者の手引き」56 ページ：別紙資料参考</p>
135	ガスヒートポンプ式冷暖房機	<p>定格冷房能力が、7.1kW を超え 28kW 未満のもの。</p>	 <p>※家庭用エアコンのみ対象</p> <p>③省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p>  <p>※ストーブのみ対象</p>
136	ストーブ	<p>ガス又は灯油を燃料とするもの。</p>	<p>④JIS マーク製品</p>  <p>※ガスヒートポンプ式冷暖房機のみ対象</p>

# 10 温水器等


## 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又は省エネラベルの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

## 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全4品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
137	ヒートポンプ式電気給湯器	(対象外)ヒートポンプで発生させた熱を給湯・ふろ保温以外に床暖房等の暖房へ利用する機能を有するもの。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②省エネラベル(緑色)の表示がある製品</p> 
138	ガス温水機器		
139	石油温水機器		
140	ガス調理機器		

# 11 照明




## 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は省エネラベルの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

## 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全3品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
141	LED 照明器具	投光器、防犯灯を含む。 <u>(対象外) 誘導灯、非常用の照明装置のうち、蓄電池や非常用電源により停電時のみ点灯する専用型。</u>	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>※電球形 LED ランプのみ対象</p>
142	LED を光源とした内照式表示灯	表示板、案内板等。 <u>(対象外) 誘導灯。</u>	
143	電球形 LED ランプ	一般照明用電球形 LED ランプ。 <u>(対象外) 昼光色、昼白色、白色、温白色、電球色以外の色を発するもの。ランプ単体の場合、直管形ランプ。</u>	

# 12 自動車等

## 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は低燃費タイヤ統一マークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

## 【2】グリーン購入の判断の基準




新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全8品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
144	乗用車	乗車定員9人若しくは10人以下かつ車両総重量3.5トン以下の用途が（貨物運搬などではなく）乗用に限る自動車。普通自動車、小型自動車及び軽自動車。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及び水素自動車であること。</p> <p>②次の要件を満たすハイブリッド自動車</p> <p>ア 2030年度年度燃費基準60%達成レベル以上又は令和2（2020）年度燃費基準以上であること</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">（★以上）</p> <p>イ 以下の排ガス基準を満たすこと</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">平成30年50%又は75%低減</p> <div style="text-align: center;">  <p>平成17年75%低減</p> </div>



対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
145	小型バス	定員 11 人以上、車両総重量 3.5 トン以下の用途が（貨物運搬などではなく）乗用に限る自動車。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車</p> <p>②次の要件を満たす車両</p> <p>ア 平成 27(2015)年度燃費基準達成</p>  <p>イ 以下の排ガス基準を満たすこと</p>   <p>平成 30 年 50%又は 75%低減</p>  <p>平成 17 年 75%低減</p>

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
146	小型貨物車	軽貨物車、軽量貨物車、中量貨物車を総じた車両総重量 3.5 トン以下の貨物の運送の用に供する自動車。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車</p> <p>②次の要件を満たす車両</p> <p>ア 平成 27(2015)年度燃費基準 5%超過達成の軽貨物車又は中量貨物車</p>  <p>イ 平成 27(2015)年度燃費基準 15%超過達成の軽量貨物車</p> 
147	バス等	乗車定員 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トン超の用途が（貨物運搬などではなく）乗用に限る自動車。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車</p> <p>②平成 27(2015)年度燃費基準 5%超過達成を満たす車両</p> 
148	トラック等	車両総重量 3.5 トン超のけん引自動車を除く貨物自動車	
149	トラクタ	車両総重量 3.5 トン超のけん引自動車	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
150	乗用車用タイヤ	市販用タイヤ。 (対象外)自動車購入時のもの。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  <p>②低燃費タイヤ統一マークの表示がある製品</p> 
151	2サイクルエンジン油		<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  <p>②エコマーク製品</p> 

# 13 消火器




## 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

## 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全1品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
152	消火器	粉末ABC(A：普通火災、B：油火災、C：電気火災)消火器。点検時の消火薬剤の詰替え用を含む。	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>②エコマーク製品</p> 

## 14 制服・作業服等

### 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又はエコ・ユニフォームマークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

### 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全4品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
153	制服	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	<p>■①～④のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③エコ・ユニフォームマーク貼付品</p>  <p>④PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品</p> 
154	作業服	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	
155	帽子	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	
156	靴	(対象外)綿 100%製やゴム製等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	

# 15 インテリア・寝装寝具

## 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク、フレイム環境マーク又は衛生マットレスの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

## 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全11品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
157	カーテン	(対象外)綿 100%の製品等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	<p>■①～⑤のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  <p>②エコマーク製品</p>  <p>③フレイム環境マークの表示がある製品</p>  ※ベッドフレームのみ対象 <p>④衛生マットレスの表示がある製品</p>  ※マットレスのみ対象 <p>⑤PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品</p> 
158	布製ブラインド	(対象外)綿 100%の製品等のポリエステル繊維及び植物を原料とする合成繊維を含まないもの。	
159	金属製ブラインド		
160	タフテッドカーペット		
161	タイルカーペット		
162	織じゅうたん		
163	ニードルパンチカーペット		
164	毛布	ポリエステル繊維を使用した製品。	
165	ふとん	ポリエステル繊維を使用した製品、再使用した詰物を使用した製品。	
166	ベッドフレーム	(対象外)金属製のもの。医療用、介護用に用いるもの。	
167	マットレス		

# 16 作業手袋




## 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

## 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全1品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
168	作業手袋	主要材料が繊維の製品。軍手等。 <u>(対象外)革製,ゴム製の手袋。</u>	<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p>②エコマーク製品</p> 

# 17 その他繊維製品


## 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又は PET ボトルリサイクル推奨マークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和5年2月)に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

## 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全7品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
169	集会用テント	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③PET ボトルリサイクル推奨マーク</p> 
170	ブルーシート	ポリエチレン繊維を使用した製品。	
171	防球ネット	ポリエチレン繊維、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
172	旗	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
173	のぼり	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
174	幕(横断幕、懸垂幕)	ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品。	
175	モップ		



# 18 設備

## 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク又はエコマークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

## 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全11品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
176	太陽光発電システム (公共・産業用)	10kW以上の太陽電池モジュールを使用した太陽光発電による電源供給ができる公共・産業用のシステム。	<p>■①～④のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②エコマーク製品</p>  <p>③JISマーク製品</p>  <p>※太陽熱利用システムのみ対象</p> <p>④日本ウインドウ・フィルム工業会「エコラベル」貼付品</p>  <p>※日射調整・低放射フィルムのみ対象</p>
177	太陽熱利用システム (公共・産業用)	給湯又は冷暖房用の熱エネルギーとして、太陽エネルギーを利用した公共・産業用のシステム。	
178	燃料電池		
179	エネルギー管理システム		
180	生ゴミ処理機		
181	節水器具	節水、節湯を目的としたコマ・水栓。	
182	給水栓		
183	日射調整フィルム	建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、室内の冷房効果を高めるために日射遮蔽の機能を持ったフィルム。	
184	低放射フィルム	建築物の窓ガラスに貼付するフィルムであって、断熱機能を持ったフィルム。	

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
185	テレワーク用ライセンス		<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>○ インターネットを介し、遠隔地において業務が遂行できるシステム用アカウントであること。</p>
186	Web会議システム		<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① インターネットを介し、遠隔地間等において会議が行えるシステムであること。</p> <p>② 他の機関と相互に利用可能な会議システムであること。</p>

# 19 災害備蓄用品


## 【1】調達のポイント


グリーン購入法適合マークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

## 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全10品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
187	災害備蓄用飲料水		<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>   <p>②賞味期限が5年以上かつ名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造社名等の記載</p> <p>※災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等が対象</p> <p>③賞味期限が3年以上かつ名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造社名等の記載</p> <p>※栄養調整食品、フリーズドライ食品が対象</p>
188	アルファ化米		
189	保存パン		
190	乾パン		
191	レトルト食品等		
192	栄養調整食品		
193	フリーズドライ食品		

対象品目			判断の基準																							
番号	品目名称	製品例																								
194	非常用携帯燃料		<p>■①～②のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p>  <p>②品目ごとの判断の基準を満たすもの</p> <p><b>【非常用携帯燃料】</b></p> <p>○品質保証期限が5年以上かつ名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法、製造社名等の記載</p> <p><b>【携帯発電機】</b></p> <p>○排出ガスが下記の基準値以下</p> <p>・ガソリンエンジン</p> <table border="1" data-bbox="1011 1158 1433 1350"> <thead> <tr> <th rowspan="2">排気量の区分</th> <th colspan="2">排出ガス基準値 (g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>HC+NOx</th> <th>CO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>66cc 未満</td> <td>50</td> <td rowspan="4">610</td> </tr> <tr> <td>66cc 以上 100cc 未満</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>100cc 以上 225cc 未満</td> <td>16.1</td> </tr> <tr> <td>225cc 以上</td> <td>12.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>・ディーゼルエンジン</p> <table border="1" data-bbox="1011 1431 1433 1509"> <thead> <tr> <th colspan="3">排出ガス基準値 (g/kWh)</th> </tr> <tr> <th>NMHC+NOx</th> <th>CO</th> <th>PM</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5</td> <td>8</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>○騒音レベルが 98 デシベル以下</p> <p>○連続運転可能時間が 3 時間以上 (カセットポンベ型は 1 時間以上)</p> <p><b>【非常用携帯電源】</b></p> <p>○電気容量が 100Wh 以上</p> <p>○保証期間又は使用推奨期限が 5 年以上</p>	排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)		HC+NOx	CO	66cc 未満	50	610	66cc 以上 100cc 未満	40	100cc 以上 225cc 未満	16.1	225cc 以上	12.1	排出ガス基準値 (g/kWh)			NMHC+NOx	CO	PM	7.5	8	0.4
排気量の区分	排出ガス基準値 (g/kWh)																									
	HC+NOx	CO																								
66cc 未満	50	610																								
66cc 以上 100cc 未満	40																									
100cc 以上 225cc 未満	16.1																									
225cc 以上	12.1																									
排出ガス基準値 (g/kWh)																										
NMHC+NOx	CO	PM																								
7.5	8	0.4																								
195	携帯発電機	発電機の定格出力が 3kVA 以下の発動発電機。																								
196	非常用携帯電源																									

## 20 役務

### 【1】調達のポイント

役務の提供を受ける際には、対象品目ごとの判断の基準を満たすようにしてください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

### 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全20品目)

対象品目		判断の基準
番号	品目名称	
197	省エネルギー診断	省エネルギー診断に係る技術資格者が、設備の稼動状況、運用状況、エネルギー使用量等について調査分析し、省エネ対策に係る設備・機器の導入、改修及び運用改善、並びにエネルギー管理体制・管理方法の提案がなされること。
198	印刷	<p>■印刷に使用する用紙が①～③のいずれかを満たすもの。</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;">   </div> <p>②エコマーク製品</p>  <p>③再生紙又は森林認証紙 (古紙配合率は問わない。)</p> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 20px;">   </div>

対象品目		判断の基準
番号	品目名称	
199	食堂	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①生ゴミ処理機等による適正処理</p> <p>②繰り返し使用できる食器(リユース食器)の使用</p> <p>③ワンウェイのプラスチック製の容器等の不使用(利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合を除く)</p> <p>④食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定</p> <p>⑤食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下(食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用)</p> <p>⑥食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定</p> <p>⑦食品ロスの削減(提供する量の調整、持ち帰り用容器の提供等)</p> <p>⑧食堂利用者に対する飲食物の食べ残し削減の呼びかけ、啓発等</p> <p>⑨食堂の運用に伴うエネルギー使用量(電力、ガス、水等)の把握、省エネルギー、節水のための措置</p>
200	自動車専用タイヤ更生	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>○リトレッド(タイヤ更生)又はリグループの実施</p>
201	自動車整備	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①リサイクル部品による修理(リユース部品又はリビルド部品の使用)</p> <p>②エンジン洗浄を実施する場合</p> <p>ア CO 及び HC が洗浄前後で 20%以上削減されること。</p> <p>イ エンジン洗浄の実施直前及び法定 12 か月点検において、20%以上の削減効果がなかった場合、無償で再度エンジン洗浄を実施</p>
202	庁舎管理	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>【共通(常駐管理／常駐管理以外)】</p> <p>①特定調達物品等の使用</p> <p>②省エネ法(工場等に係る措置)の管理標準に基づくエネルギー使用の合理化</p> <p>③省エネルギー計画の立案、対策の選定、当該対策に係る実施基準※2等に基づく実施状況及び対策効果を施設管理者に毎月報告。対策の実施結果を踏まえた省エネルギー対策の見直しの実施</p> <p>④省エネルギー診断の診断結果に基づく設備・機器等の運用改善の措置</p> <p>⑤エネルギー管理システムによるエネルギー消費の可視化及びデータ分析結果に基づくエネルギー消費効率化の措置</p> <p>⑥フロン類の漏えい防止のための適切な措置</p> <p>【常駐管理】</p> <p>○エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する月次報告、分析と削減対策の提案等(施設利用者と連携して行う対策を含む)</p> <p>【常駐管理以外】</p> <p>○エネルギー又は水の使用量、廃棄物の排出量に関する分析と削減対策の提案等</p>

対象品目		判断の基準
番号	品目名称	
203	植栽管理	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 特定調達物品等の使用</p> <p>② 総合的害虫防除</p> <p>③ 農薬の使用削減及び農薬取締法に基づく農薬の適正使用</p>
204	加煙試験	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>○ 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。</p>
205	清掃	<p>■ 次の①又は②のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 次のア～カの要件を満たすこと。</p> <p>ア 特定調達物品等の使用</p> <p>イ 洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂。植物油脂は持続可能な原料の使用。</p> <p>ウ ごみの適切な分別回収</p> <p>エ 古紙の適切な分別、改善案の提示</p> <p>オ 床維持剤(ワックス)、洗浄剤の VOC 低減</p> <p>カ 環境負荷低減が図れる具体的清掃方法の提案</p> <p>② エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。</p>
206	タイルカーペット洗浄	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 使用する機器の消費電力が 0.22kWh/m<sup>2</sup> 以下</p> <p>② 使用する水量が 40L/m<sup>2</sup> 以下</p> <p>③ 清掃に係る判断の基準を満たす洗剤等の使用</p> <p>④ 洗浄完了後の回収水の透視度が 5 ポイント以上</p>
207	機密文書処理	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 施設の状況に応じた分別・回収・処理方法の提案</p> <p>② 機密文書の処理にあたって、製紙原料として利用可能な処理の実施</p> <p>ア 古紙再生の阻害となるものを除去する設備・体制の構築</p> <p>イ 直接溶解処理にあたっては、異物除去システムが導入された設備における処理</p> <p>③ 機密処理・リサイクル管理票の掲示</p>
208	害虫防除	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 特定調達物品等の使用</p> <p>② 殺虫剤、殺そ剤の適正利用を含む総合的害虫防除</p> <p>③ 害虫等の発生、侵入防止措置</p> <p>④ 事前計画・目標の設定、作業後の効果判定</p> <p>⑤ 殺虫剤の適正かつ効果的な使用</p>

対象品目		判断の基準
番号	品目名称	
209	輸配送	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握</p> <p>② 環境保全のための仕組み・体制の整備</p> <p>③ エコドライブ推進の措置</p> <p>④ 車両の点検・整備の実施</p> <p>⑤ モーダルシフトの実施</p> <p>⑥ 輸配送効率の向上のための措置</p> <p>⑦ 判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等</p>
210	旅客輸送	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握</p> <p>② 環境保全のための仕組み・体制の整備</p> <p>③ エコドライブ推進の措置</p> <p>④ 車両の点検・整備の実施</p> <p>⑤ 旅客輸送効率の向上、空車走行距離の削減のための措置</p> <p>⑥ 判断の基準の適合状況のウェブサイト等による公表等</p>
211	庁舎等において営業を行う小売業務	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 容器包装の過剰な使用抑制のための独自の取組の実施</p> <p>② 消費者のワンウェイ製品及び容器包装廃棄物の排出抑制のための独自の取組の実施</p> <p>③ 食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと</p> <p>ア 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定、目標の設定</p> <p>イ 食品廃棄物の発生抑制のための消費者への呼びかけ、啓発等</p> <p>ウ 持続可能性に関する食品の原材料の調達方針等の公表</p> <p>エ 食品廃棄物等の単位当たり発生量が目標値以下（食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種に適用）</p> <p>オ 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成していること又は目標年に目標値を達成する計画を策定</p> <p>④ 取扱商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗において返却・回収</p> <p>⑤ ワンウェイのプラスチック製の買物袋（レジ袋）を提供する場合は、次の要件を満たすこと</p> <p>ア 提供するすべての買物袋に植物を原料とするプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが 25%以上使用</p> <p>イ 呼び厚さが 0.02mm 以下であること</p> <p>ウ 素材が単一であるなど再生利用のための工夫</p>



対象品目		判断の基準
番号	品目名称	
212	クリーニング	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①ドレンの回収及び再利用による省エネルギー、水資源の節約等</p> <p>②エコドライブの実施</p> <p>③ハンガーの回収及び再使用の仕組みの構築</p> <p>④袋・包装材の削減のための独自の取組の実施</p>
213	飲料自動販売機設置	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①以下のエネルギー消費効率の基準値を満たすこと</p> <p>ア 缶・ボトル飲料自動販売機  (ア)省エネ法に基づくエネルギー消費効率が 1,000kWh 以下  (イ)省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 120%以上</p> <p>イ 紙容器飲料・カップ式自動販売機  省エネ法に基づくエネルギー消費効率基準達成率 100%以上</p> <p>②以下のエネルギー消費効率以外の基準をすべて満たすこと</p> <p>ア ノンフロン機であること</p> <p>イ 環境配慮設計及びその実施状況の公表</p> <p>ウ 本体機器の照明には LED が使用されていること</p> <p>エ 特定の化学物質の含有率が基準値以下、含有情報の公表</p> <p>オ 照明が常時消灯されていること(屋内設置の場合)</p> <p>カ 飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの実施</p> <p>キ 使用済自動販売機の回収リサイクルシステムの保有</p>
214	引越輸送	<p>■次の要件を満たすこと。</p> <p>①特定調達物品の使用(梱包及び養生)</p> <p>②反復利用可能な梱包用資材及び養生用資材の使用</p> <p>③引越終了後の梱包用資材の回収の実施</p> <p>④自動車による輸送を伴う場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア エネルギーの使用に係る実態・取組効果の把握</p> <p>イ 環境保全のための仕組み・体制の整備</p> <p>ウ エコドライブ推進の措置</p> <p>エ 車両の点検・整備の実施</p>

対象品目		判断の基準
番号	品目名称	
215	会議運営	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① 紙類の基準を満たす用紙の使用、適正部数の印刷、両面印刷等による紙資料の削減</p> <p>② ポスター、チラシ、パンフレット等の印刷物の印刷に当たっては、「印刷」の判断の基準を満たすこと。</p> <p>③ 紙の資料、印刷物等の残部にうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。</p> <p>④ 会議の参加者に対し、次の取組の奨励を行うこと。</p> <p>ア 公共交通機関の利用</p> <p>イ クールビズ・ウォームビズ</p> <p>ウ 筆記用具の持参</p> <p>⑤ 飲料等が提供される場合は、次の要件を満たすこと。</p> <p>ア ワンウェイのプラスチック製品及びプラスチック製容器包装の不使用</p> <p>イ 繰り返し利用可能な容器等の使用又は容器包装の返却・回収</p>
216	印刷機能等提供業務	<p>■ 次の要件を満たすこと。</p> <p>① コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ並びにデジタル印刷機を導入する場合は、次の判断基準を満たすこと。</p> <p>ア 各機器は、基本方針の当該品目の判断基準を満たすこと。</p> <p>イ 資源有効利用促進法に基づく特定再利用業種に該当する機器は、契約終了後に使用済みの機器を回収し、回収した部品の再使用又は材料の再生利用が行われること。再使用又は再生利用できない部分については、減量化等による適正処理を行い、単純埋立てされないこと。</p> <p>② カートリッジ等を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。</p> <p>③ 特定調達品目に該当する用紙を供給する場合は、基本方針の当該品目の判断の基準を満たすこと。</p> <p>④ 機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえた以下の提案を行うこと。</p> <p>ア 紙及びトナー又はインクの使用量の削減対策</p> <p>イ 環境負荷低減に向けた適切な機器の製品仕様及び設置台数</p>

## 21 ごみ袋等






### 【1】調達のポイント

グリーン購入法適合マーク、エコマーク又はバイオスマークの表示がある製品を優先して調達してください。対象品目に該当する物品等で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和2年2月）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品です。

### 【2】グリーン購入の判断の基準

新居浜市のグリーン購入において、対象品目に該当する物品等については、以下に示す判断の基準を満たすものを調達してください。

(全1品目)

対象品目			判断の基準
番号	品目名称	製品例	
217	プラスチック製ごみ袋		<p>■①～③のいずれかを満たすもの</p> <p>①グリーン購入法適合品 (マークや表示があるもの。)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>②エコマーク製品</p>  <p>③バイオスマークの表示がある製品(25%以上配合品)</p>  <p>④バイオマスプラスチックマークの表示がある製品(25%以上配合品)</p> 

## IV 参考

環境ラベル	内容
	<p><b>グリーン購入法適合商品</b></p> <p>グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）第6条に定められた特定調達品目及びその判断基準に合致した物品等に表示されるマークです。カタログや事業者によって、「G法適合」、「グリーン購入法適合商品」など表現方法が異なります。</p>
	<p><b>グリーン購入ネットワーク(GPN)が運営する「エコ商品ねっと」掲載商品</b></p> <p>グリーン購入に必要な情報の収集や提供を通して、企業等の各団体におけるグリーン購入の自主的な取組支援を行っているグリーン購入ネットワークが、日本最大級の環境に配慮した製品のデータベースとして、運営している「エコ商品ねっと」に掲載されている製品に表示されるマークです。</p>
	<p><b>JIOFA グリーンマーク</b></p> <p>JIOFA グリーンマークは、グリーン購入法に適合したオフィス家具に表示されるマークです。JIOFA（（一社）日本オフィス家具協会）が、グリーン購入法の普及と識別を目的として制定した統一マークです。</p>
	<p><b>エコマーク</b></p> <p>エコマークは、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた様々な商品（製品及びサービス）に表示されるマークです。</p>
	<p><b>FSC ロゴマーク</b></p> <p>FSC ロゴマークは、適切に管理された森林に由来する製品に表示されるマークです。国際的な森林管理の第三者機関である FSC（森林管理協議会）が、環境保全の点から見て適切で、社会的な利益にかなない、経済的にも継続可能であることを評価及び認証する「FSC 認証制度」で、認証した製品に F S C のロゴマークを付けることができます。</p>
	<p><b>PEFC ロゴマーク</b></p> <p>PEFC ロゴマークは、FSC ロゴマークと同様に、適切に管理された森林に由来する製品に表示されるマークです。各国の森林認証制度の相互認証を行う制度である「PEFC 森林認証プログラム」によって、認証された製品に PEFC のロゴマークを付けることができます。</p>
	<p><b>間伐材マーク</b></p> <p>間伐材マークは、間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性を PR するとともに、間伐材を用いた製品であることを表示するため、間伐材を用いた製品に表示されるマークです。全国森林組合連合会で認定を受けた製品に、間伐材マークを付けることができます。</p>

環境ラベル	内容
	<p><b>グリーンマーク</b></p> <p>グリーンマークは、古紙利用製品の使用拡大を通じて、古紙の回収及び利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品に表示されるマークです。原則、古紙を40%以上原料に利用した製品に表示されています。例外として、トイレットペーパーとちり紙は古紙を100%原料に利用したもの、コピー用紙と新聞用紙古紙を50%以上原料に利用したものに表示されています。</p>
	<p><b>バイオマスマーク</b></p> <p>バイオマスマークは、生物由来の資源（バイオマス）を利活用し、品質及び安全性が、関連法規、基準及び規格等に合致する製品に表示されるマークです。バイオマスマークが表示された製品は、石油系プラスチックに比べて環境負荷が小さく、循環型社会の形成に貢献しています。</p>
	<p><b>PET ボトルリサイクル推奨マーク</b></p> <p>PET ボトルリサイクル推奨マークは、使用済みのペットボトルを再利用して作られた製品に表示されるマークです。国内でリサイクルされたペットボトル原料を製品重量の25%以上使用し、製品の主要構成部材として利用しているものにPET ボトルリサイクル推奨マークを付けることができます。</p>
	<p><b>国際エネルギースターロゴ</b></p> <p>国際エネルギースターロゴは、オフィス機器等の製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などの省エネ性能が優れた製品に表示されるマークです。オフィス機器の国際的省エネルギー制度である「国際エネルギースタープログラム」において、省エネ性能が優れた上位25%の製品が適合となるよう基準が設定されています。</p>
	<p><b>省エネルギーラベル</b></p> <p>省エネルギーラベルは、「省エネラベリング制度」により、省エネ法（エネルギーの使用の合理化等に関する法律）で定められた省エネ基準を達成している製品に緑色で表示されるマークです。達成していない製品には、橙色のマークが表示されています。</p>
 <p>(旧ラベル) (新ラベル)</p>	<p><b>統一省エネルギーラベル</b></p> <p>統一省エネルギーラベルは、「統一省エネラベリング制度」により、製品個々の省エネ性能を星の数を表し、併せて、省エネルギーラベルと年間の目安電気料金を表示しているマークです。星の数が多いほど、省エネ性能が高いことを示しています。(※旧ラベルの表示は2023年まで猶予期間中)</p>
	<p><b>JIS マーク</b></p> <p>JIS マークは、産業標準化法に基づき、国に登録された機関（登録認証機関）から認証を受けた事業者（認証事業者）が、認証を受けた鉱工業品等に対して表示することができるマークです。製品を購入する事業者又は消費者は、JIS マークの表示により、製品の品質や安全性を確認することができます。</p>

環境ラベル	内容
	<p><b>フレーム環境マーク</b></p> <p>フレーム環境マークは、フレーム環境基準に適合する製品に表示されるマークです。フレーム環境基準は、全日本ベッド工業会で定められており、ベッドフレーム製品の品質、衛生及び安全面の基準があります。</p>
	<p><b>衛生マットレスマーク</b></p> <p>衛生マットレスマークは、マットレスの環境基準をクリアした製品に表示されるマークです。マットレスの環境基準は、全日本ベッド工業会で定められており、ホルムアルデヒド溶出量や抗菌・防臭加工を施した材料の使用等の基準があります。</p>
	<p><b>エコ・ユニフォームマーク</b></p> <p>エコ・ユニフォームマークは、グリーン購入法の判断基準に適合したユニフォームウェア等の製品に表示されるマークです。日本被服工業組合連合会が制定したマーク制度で、再生 PET 樹脂から得られる繊維を用いたリサイクル製品の普及を推進しています。</p>
	<p><b>低燃費タイヤ統一マーク</b></p> <p>低燃費タイヤ統一マークは、転がり抵抗性能とウェットグリップ性能をグレード（等級）分けして表示しており、それら性能が JATMA（（一社）日本自動車タイヤ協会）の定める基準を満たしている製品には、低燃費タイヤのマークが表示されています。</p>
	<p><b>燃費基準達成車ステッカー</b></p> <p>燃料基準達成ステッカーは、省エネ法で定める燃費基準値以上の燃費の良い自動車に貼付されるステッカーです。国土交通省及び経済産業省が、自動車の燃費性能に対する消費者の関心と理解を深め、燃費性能の高い自動車の普及を促進するため、自動車の燃費性能に係る車体表示（ステッカー貼付）を実施しています。</p>
	<p><b>低排出ガス車認定ステッカー</b></p> <p>低排出ガス車認定ステッカーは、国土交通省の「低排出ガス車認定制度」で認定を受けた自動車に貼付されるステッカーです。「低排出ガス車認定制度」は、自動車排出ガスからの有害物質の排出が、最新規制値よりどのくらい削減されているかを示すための制度です。</p>
	<p><b>再生紙使用マーク</b></p> <p>再生紙使用マークは、再生紙の古紙パルプ配合率を表示するためのマークです。「3R 活動推進フォーラム」の前身である「ごみ減量化推進国民会議」によって、再生紙の利用促進及び普及啓発をしていくためのシンボルマークとして定められました。</p>
	<p><b>モバイル・リサイクル・ネットワーク</b></p> <p>メーカー、ブランドに関係なく携帯電話、PHSの本体、充電器、電池を回収している店を表すマークです。事業者等において、自主的に表示を行っています。</p>